

3 給与の適正化

団体名 福井市

項目	直近の適正化の内容及び時期	集中改革プランにおける適正化の内容及び目標時期
1 不適正な昇給運用の是正		
2 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し	主事の新3級格付けを廃止(H18.4.1)	
3 退職手当の支給率の見直し		
4 諸手当の総点検の実施	<p><17年度見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場業務手当、国民宿舎特殊勤務手当の廃止 汚染作業手当、飼育作業手当、特殊施設勤務手当の支給範囲の縮小 社会福祉業務手当、飼育作業手当の支給方法の変更(日額化) 公害調査手当、放射線取扱手当、防疫作業手当、特殊自動車運転手当、危険作業手当、発掘手当、特殊現場作業手当、船上作業手当の支給金額の見直し(減額) <p><18年度見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納整理業務手当(庁内分)、社会福祉業務手当(ふれ愛園事務職員分、調理師分)、競輪開催手当、少年教育施設勤務手当、聖苑業務手当、医療業務手当(往診分、施設管理分)の廃止 危険作業手当の支給対象業務の見直し <p><19年度見直し内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 賦課調査手当、放射線取扱手当、社会福祉業務手当(調理員分)の廃止 乳児保育業務手当、井水等水量調査手当、発掘手当の他の手当への統合 清掃作業手当、汚染作業手当、用地交渉手当、消防業務手当の支給方法・支給額の見直し 	国・県・他市の状況と比較するとともに、社会情勢や業務内容の変化にあうものかどうかの総合的な点検を行い、その必要性・妥当性を検討する。(随時)
(1)特殊勤務手当の適正化		
(2)その他の手当の適正化		
5 技能労務職の給与の見直し		
6 その他		

(参考)給与構造・退職手当構造の見直しについて

1 給与構造の見直しの実施時期

平成18年4月1日

平成18年度中(平成18年4月1日を除く)

平成19年度

検討中・その他

2 退職手当の構造見直しの実施時期

平成18年4月1日

平成18年度中(平成18年4月1日を除く)

平成19年度

検討中・その他